

ほつかいどうない じちたい じょうれい こうせい しょう しゃ じょうれい みだ
 北海道内の自治体の条例の構成(障がい者コミュニケーション条例 見出しのみ)

<p>こうもく 項目</p>	<p>ほつかいどう しょう しゃ いしそつう 北海道 障がい者の意思疎通の 総合的な支援に関する条例</p>	<p>さつぱろし しょう とくせい おう 札幌市 障がい特性に応じたコミュニケーション 手段の利用の促進に関する条例</p>	<p>おたるししょう ひと しょうほうしゆとく 小樽市障がいのある人の情報取得・ コミュニケーション促進 条例</p>
<p>しこうび 施行日</p>	<p>へいせい ねん がついつち 平成30年4月1日</p>	<p>へいせい ねん がついつち 平成29年12月1日</p>	<p>へいせい ねん がついつち 平成30年4月1日</p>
<p>じょうれいせいいてい はいがい しゅしどう 条例制定の背景や趣旨等</p>	<p>ぜんぶん 前文</p>	<p>ぜんぶん 前文</p>	<p>ぜんぶん 前文</p>
<p>もくてき 目的</p>	<p>もくてき だい じょう 目的 (第1条)</p>	<p>もくてき だい じょう 目的 (第1条)</p>	<p>もくてき だい じょう 目的 (第1条)</p>
<p>ようご ていぎ 用語の定義</p>	<p>ようご ていぎ だい じょう 用語の定義(第2条)</p>	<p>ようご ていぎ だい じょう 用語の定義(第2条)</p>	<p>ようご ていぎ だい じょう 用語の定義(第2条)</p>
<p>きほんりねん 基本理念</p>	<p>きほんりねん だい じょう 基本理念(第3条)</p>	<p>きほんりねん だい じょう 基本理念(第3条)</p>	<p>きほんりねん だい じょう 基本理念(第3条)</p>
<p>せきむ やくわり 責務・役割</p>	<p>どう せきむ だい じょう 道の責務(第4条) どうみん やくわり だい じょう 道民の役割(第5条) しょう しゃ やくわり だい じょう 障がい者の役割(第6条) いしそつうしえんしゃどう やくわり だい じょう 意思疎通支援者等の役割(第7条) じぎょうしゃ やくわり だい じょう 事業者の役割(第8条) たいざいしやう はいりよ 滞在者等への配慮(第9条) しちようそん ねんれいどう だい じょう 市町村との連携等(第9条)</p>	<p>し せきむ だい じょう 市の責務(第4条) しみん やくわり だい じょう 市民の役割(第5条) じぎょうしゃ やくわり だい じょう 事業者の役割(第6条) たいざいしやう はいりよ 滞在者等への配慮(第9条)</p>	<p>し せきむ だい じょう 市の責務(第4条) しみん やくわり だい じょう 市民の役割(第5条) じぎょうしゃ やくわり だい じょう 事業者の役割(第6条)</p>
<p>しさく すいしん 施策の推進</p>	<p>しさく きほんほうしん だい じょう 施策の基本方針(第10条) ほつかいどう しょう しゃ しさく すいしん しんぎかい いけん ちよ 北海道 障がい者 施策 推進 審議会の意見の聴 けい だい じょう 取(第11条) りかい そくしん だい じょう 理解の促進(第12条) いしそつうしゆだん かくほどう だい じょう 意思疎通手段の確保等(第13条) じょうほうほしやう すいしん だい じょう 情報保障の推進(第14条) いしそつうしえんしゃ ようせいどう すいしん だい じょう 意思疎通支援者の養成等の推進(第15条)</p>	<p>しさく すいしん だい じょう 施策の推進(第10条) りかい そくしん だい じょう 理解の促進(第7条) りようそくしん だい じょう 利用促進(第8条)</p>	<p>しさく すいしん だい じょう 施策の推進(第7条)</p>
<p>ざいせいじょう そち 財政上の措置</p>	<p>ざいせいじょう そち だい じょう 財政上の措置(第16条)</p>	<p>ざいせいじょう そち だい じょう 財政上の措置(第11条)</p>	<p>ざいせいじょう そち だい じょう 財政上の措置(第8条)</p>
<p>しこうきじつどう 施行期日等</p>	<p>ふそく 附則</p>	<p>ふそく 附則</p>	<p>ふそく 附則</p>